

道徳教育における内容項目「自然愛」に関する基礎的研究

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-04-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中村, 美智太郎, 藤井, 基貴 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10297/8167

【論文】

道徳教育における内容項目「自然愛」に関する基礎的研究

中 村 美智太郎 ・ 藤 井 基 貴

静岡大学教育学部

要約

本論文の目的は道徳教育における内容項目「自然愛」を取り上げ、同項目を取り扱う授業において、どのような教育的課題が生じるかを西洋における概念史研究の成果に即して検討することにある。学習指導要領において「自然愛」は「生命尊重」「環境の保全」「郷土愛」「国際社会」といったキーワードと関連付けられ、中学校段階においては気高さの獲得や内面的葛藤の克服に向けた重要な価値理解とみなされている。本論文は哲学研究における「自然」概念および「愛」概念を省察し、その視座から実際に活用されている道徳教育の副読本の内容を分析することを通じて、新たな道徳教育の基盤となる哲学的・倫理的アプローチの可能性を提起しようとするものである。そうしたアプローチに基づいて道徳教育において「自然愛」を扱うことは、単に子どもに自然保護の精神を理解させるだけではなく、子どもと共に教員自身も人間中心主義的な自然観から脱却する可能性を秘めている。この可能性を考察することは、東日本大震災を経験した私たちにとって、「恐怖感情」と向き合いつつ、自然を「愛」すること本質を問い直す道徳教育のあり方を示唆することになる。

キーワード

自然愛、倫理、美、善、市民性

1. はじめに

道徳教育をめぐる実践には、道徳的諸価値をめぐるどのような概念や理論の成果が含まれているのだろうか。特に道徳的価値のなかには、その概念自体が明治期に西洋から輸入されたものも含まれているわけだが、道徳教育をめぐる実践の背後にはどのような価値の理論が前提されているのだろうか。「道徳」についてのこのような原理的な問いは、道徳教育の在り方が時代の要請に応えることを求められる一方で、やはり常に問われ続けなければならない。また、教育機関における教育一般のなかに道徳に関わる教育がどのように導入され得るのかという課題もこうした原理的な問いを基盤とすることなしに論じることは困難である。私たちはすでにこの問題について、「寛容」「崇高」「畏敬の念」という観点から明らかにしている¹。本論文ではこれらの成果を受け、さらに「自然愛」の観点から、この問題に取り組みたい。

その際、特に東日本大震災以降に「恐怖」を与え得ることが改めて暴露された「自然」に対する「愛」の持ち方を再構築することが可能な構えを、授業者においても児童・生徒においても整える必要に迫られていることに留意したい。私たちは、1995年の阪神・淡路大震災でも

同様に災害を経験しているが、この災害はどちらかと言えば、未明という時間に発生した地震であるという事実と、その地震を原因とする都市における被害という側面によって特徴付けられる。このことは、この「大震災」が、「自然」による災害を前提としつつも、高架が崩落した阪神高速道路神戸線や木造家屋の倒壊といった、「人工物」としての「都市」における被害によって印象付けられたことを意味している。

これに対して、東日本大震災については、それが「3.11」と表現される際に典型的に把握されるように、地震および津波といった「自然」の力が、福島第一原子力発電所や停電・断水といったライフラインの断絶、さらに都市における多くの帰宅困難者の存在のように「人工物」を損壊したとそれによる影響といった、阪神・淡路大震災と同様の構造を示しながらも、死因の9割が水死であるという事実が表すように、津波という「自然」の圧倒的な影響のもとで印象付けられると言える。

こうした印象によって、東日本大震災を体験した私たちの「自然」観はいまだ広く覆われているとすれば、そうした「自然」への「愛」の感情を取り戻すことは容易ではないことは想像に難くないし、また、「自然」に対す

る以前と同じ感情を取り戻すことが、果たしてどれほどの意味を持つかについても議論の余地が生まれ得る状況であると言えよう。

こうした観点に立つとき、教育実践においても教育理論においても、改めて「自然」について問い直し、そうした「自然」についての見方を整えておく必要があると言える。とりわけ、道徳教育においては、後述のように「自然」がひとつの柱と見なされているために、「自然」それ自体と、その「自然」との「かかわり」に強く関係する道徳性の育成について考察することは、必要不可欠なプロセスである。

では、こうした理解をふまえるならば、道徳教育において内容項目「自然愛」をどのように理解し、価値づけることができるだろうか。これが本論文の主要な問いである。本論文では、まず「道徳」概念のありようを原理的に考察し、次に道徳の教育実践で使用される資料の分析を通じて、この問いに迫っていきたい。

それに先立ち、まず教育基本法の理念と学習指導要領の理念を簡単に整理して、当該問題における理論的な枠組みを描き出しておくことにする。

教育基本法(平成18年法律第120号)第1条では教育の目的について「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と述べられ、第2条にこの目的を実現するための目標が示されている。この目標においては、「個人の価値の尊重」「正義」「責任」「男女平等」等に加え、「公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」(三)や、「生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと」(四)、さらに「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」(五)が規定されている。

平成18年に示された現行の教育基本法に新たに既定された項目のうち、とりわけ「四」及び「五」において「自然愛」に関わる内容が目標として設定された。加えて、「自然愛」に関わる内容として「生命尊重」「環境の保全」「郷土愛」「国際社会」といった用語が併記されていることにも注意しておきたい。

次に、現行の学習指導要領(2008)において、この概念がどのように位置づけられているのかを把握しておく。学習指導要領で道徳教育の内容は、「1 主として自分自身に関わること」「2 主として他の人とのかかわりに関すること」「3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること」「4 主として集団や社会とのかかわりに関すること」の四つの視点によって成り立っている。これらの諸視点同士の位置づけについては、すでに論じら

れたように²、相互に深く関連付けられているが、このうち「自然愛」に関することは、直接的には「3」に含まれる。「3」の視点は、自己自身を自然や美しいもの、崇高なものとの関わりにおいて捉える態度の育成を意味している。

これに加えて、「自然愛」は「4」の視点とも結びつけられている。「4」の視点は、自己自身をさまざまな社会集団・郷土・国家・国際社会との関わりから把握し、国際社会のなかで位置づけられる日本人としての自覚を持つことで、平和的・文化的な社会・国家を構成する者の道徳性の涵養に寄与するというものである。全体のなかでの関係性と同時に、「自然愛」という軸によって「3」と「4」との関連はより緊密なものとなっている。この点については、本論文第4節において、愛知県と静岡県其道徳教材を比較検討するなかで検討してみたい。

次節では、「自然愛」の概念理解に先立って、「道徳」という概念そのものについて整理しておく。「道徳」とはそもそもどのように把握できるのだろうか。特に「倫理」との区別を際立たせながら、この問題を整理する。

2. 道徳と倫理

「倫理」(ethics)とは一般に「社会や共同体の中の規律やルール」を意味する言葉として理解される³。語義としては「倫」は仲間を、「理」は道理・道筋を意味し、これを基に「社会で従うべき道理・規範・理法」のことを表すとされる。倫理を表す「ethics(英)」、Ethik/Sittlichkeit(独)、éthique(仏)」の語源はギリシア語で習俗・習慣を意味する「ethos」に遡ることができ、「社会の習慣の積み重ねから生まれた共同体のルール」として把握される。

これに対して「道徳」とは一般に「人間として守るべき行動の規範・ルールを身につけること」を意味する言葉として理解される⁴。語義としては「道」は「人間として歩むべき道筋」を、「徳」は「その道筋を身につけ、体得すること」を表す。道徳を表す「moral(英)」、Moral(独)、morale(仏)」の語源はラテン語で習慣・風習を意味する「mos」の複数形「mores」であり、「習慣の中から生まれた社会の規範」という意味で把握される。

このように「倫理」と「道徳」は、一般的な理解においてもその語源においても、共によく似た意味を持つ術語であると言える。だが、もしこの二者の区別を試みるならば、「倫理」が「社会や共同体の客観的な規範」そのものを示すのに対して、「道徳」は「その規範を身に付ける主観的な振る舞い」をより多く含んでいるという方法があり得る。どちらの術語も、使用例としては『礼記』や『史記』のような中国の古典にその起源を求めることができるが、今日の用法は、明治期において日本に輸入された翻訳語としての性格を持つ⁵。こうした点を前提と

するなら、とりわけ「道德教育」の在り方を原理的に考察するためにこれらの概念それ自体の含意を正確に把握することを試みる場合、西洋語における語句解釈に一度立ち戻る必要があると言える。なかでも特に、西洋近代における理解を参照することが求められるのは、この時代における「道德」理解が、宗教やある特定の文化の範囲内で規定される「道德」から、より普遍的な性質を帯びた規範としての「道德」へと目が向き始めた時期だからである。

この問題は、道德教育の文脈においては、「慣習的道德」と「理性的道德」の関係をめぐる問題として理解することができる。林泰成の整理によれば⁶、「慣習的道德」とは「ある特定の時代や特定の社会において認められる道德」を意味しているが、「時代や社会の変化」とともに「従来正当なものとして受け入れられてきた慣習的道德が疑念にさらされる」事態になると、「理性的道德」が登場するという関係を持つ。「理性的道德」とは「反省的道德」「原理的道德」とも把握されるものだが、これは「時代や社会、民族や国を超えて通用する」道德のことである。

例えば、直系尊属を殺害した者に対して復讐として行う「仇討ち」は、江戸時代に法制度化され共有された「道德」として知られるが、今日では「決闘」に該当し、違法とみなされる。こうした決闘及び決闘に関与することは、「決闘罪」(明治22年12月30日法律第34号)によって禁止されていることから、江戸時代では共有されていたとしても、私たちの社会では共有されにくいという点で、「慣習的道德」に属する。その一方で、同じ江戸時代の道德でも、石田梅岩が『都鄙問答』(1739)のなかで唱えたような、当時の経済を担っていた町人において共有されるべき「平等」「正直」といった道德⁷は同時代においても今日でも共有可能であるという点ではある種の普遍性を持っているとみなすことができ、その限りにおいて「理性的道德」に属し得るものだと言える。

このように「理性的道德」はいわば普遍的な原理となるべく構想されるものであると特徴付けることができるが、この実現はそれほど容易ではない。例えば、人間を殺すことを禁止することは普遍的な道德の原理のように考えられるが、道德教育の研究者である林泰成も指摘しているように、国家が死刑という制度を持つことそのものがこの原理と衝突する部分を含んでいることは否めない。あるいは、ある国家が武力による攻撃を受けた場合に直接攻撃を受けていない第三国の協力を受けて共同で防衛する権利、すなわち集団的自衛権は、国連憲章第51条に明文化され「国際法上の権利」として認められる権利であるが、この権利と日本国憲法第9条とが衝突する場合も、同様のケースである。これらのケースは、決してめったに起こらない例外的で特殊的な性質のものではない。こうした事実は、「理性的道德」における普遍的な

原理という性質の成立の難しさを物語るものであると言える。一般に普遍的だとみなされて共有されるべき法や権利の道德的原理の部分ですら、その普遍性にほころびが与えられることがあり得るという認識は、道德を理解する際に重要であるように思われる。

しかし、林がさらに指摘しているように、そのように成立が難しいからといって「道德は完全に相対的なものである」とみなす立場に立つことは、「社会秩序が維持できなくなる」⁸可能性を生むという観点から、躊躇される。社会や文化、時代によって尊重される道德は一定の程度で尊重されるべきだが、相対的にならざるを得ない。だとすれば、その相対性を乗り越えることを可能にする絶対性を持つ普遍的な道德の原理を、「社会や共同体の客観的な規範」という点で道德と区別される「倫理」として措定することが有効性を持ち得る。

この図式を導入する場合、より相対的な性格を持つ道德から、より普遍的な原理としての倫理を発見し、それを志向する態度を主体的に身に付けることを支援するという点で、より主体性を重視した道德教育の方法が可能になる。日本における道德教育の方法としては、これまで中心的に実践されてきた「価値の教え込み」というアプローチでは、絶対的な道德的価値を前提としながら、授業者が児童・生徒にその価値を身につけさせるというプロセスが一般的だったと言えるが、ここでの価値の絶対性がもはや自明ではないとすれば、オルタナティブなアプローチを構築する必要が生じてくると言える。この必要性については、主に二つの点から裏付けられる。

ひとつは、文部科学省の方針である。例えば、『心のノート』を全面的に改訂し、小学校1年生から中学生までを対象にそれぞれの発達段階に応じて用意され、平成26年度から全国の小中学校で使用されることを想定した道德教育用教材『私たちの道德』のねらいは、「児童生徒が道德的価値について自ら考え、実際に行動できるようになること」であるとされている。この教材では、読み物資料も掲載されているものの、実際に書き込むことができることに力点が置かれて構成されている点に特徴付けられ、読み物資料を読むことによって登場人物の心情を「知る」ことでそうした心情に近づこうとする方向に促すだけでなく、児童・生徒がより主体的に道德的心情を捉え、さらに他者と共有・分有することができるような構造をとっている。

もうひとつは、道德教育の法的な位置づけである。例えば、「小学校学習指導要領第1章総則」の「第1 教育課程編成の一般方針」の「2」では、「学校における道德教育は、道德の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道德の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切

な指導を行わなければならない」と規定されている。この規定においては、「道徳の時間」を「要」としつつ、「学校の教育活動全体」での道徳教育が見通されている。この規定からは、「道徳の時間」において従来中心的に採用されてきた「価値の教え込み」を超えて、学校全体の教育活動で育まれる道徳教育の在り方を柔軟に模索することが求められている。

少なくともこれら二つの点から、私たちは、道徳教育のオルタナティブなアプローチを開発し、それを柔軟に実践することが要請されているという状況にあると言える。これに加えて、この背景には、本節で試みた道徳の持つ相対性と倫理の持つ絶対性という区別を内在しつつ、道徳と倫理を調停するような、主体性の涵養を目指す思想が埋め込まれているとみることもできるだろう。実はこの問題は、I. カントが、批判期の思想『実践理性批判』（1788）においてすでに論じていたテーマと問題圏を同じくするものである。

カントによれば、「道徳感情 (moralisches Gefühl)」から「義務 (Pflicht)」の概念を導き出すことはできない。なぜならその行為が善であるか、それとも悪であるのかを感知するのは快・不快の感覚であり、道徳法則が主観の意志に与える影響によって、この快・不快の感覚が与えられるという構造を持つからである。道徳感情は、感官に依存しているために、その都度の状況に応じて変化するものであり、善悪に関する普遍的な基準をもたらさず、従って、自律的な道徳原理ではないとカントは考える。こうした主張を展開する際に、カントは道徳感情についての18世紀イギリスの思想、とりわけハチソンやシャフツベリを批判的に参照しているのだが、だからといって道徳感情それ自体を否定するわけではない。カントは次のように述べる。

のみならず、自由の力によって人間の意志は道徳法則によって直接的に規定し得るのと同じように、またこの規定根拠〔道徳法則〕による頻繁な実行は最後には主観的に自己自身についての満足の感情を惹起させ得るということを私は全く否定しない。むしろ、本来的にただ道徳感情と呼ばれるに値するこの感情の基礎をつくり、これを養成する (kultivieren) ことはそれ自身義務 (Pflicht) に属する。しかし、義務の概念がこの道徳感情から導き出されることはできない。そうでないとしたら、われわれは法則そのものの感情というようなものを想像し、ただ理性によってのみ思惟され得ることを感覚の対象とせねばならないことであろう。[68/191]⁹

ここで主張されているのは、道徳感情を否定することではなく、むしろ道徳感情を「養成する」ということ、す

なわち、道徳感情を開花させ、育成することは「義務」であるということである。こうした道徳感情の原初的なものは、有限な理性的存在者が抱く「道徳法則 (moralisches Gesetz)」に対する「尊敬 (Achtung)」である。ここでカントが道徳感情として尊敬を挙げていることには注意が必要である。なぜなら道徳感情のうちで「尊敬」という感情を持つことで、人間は道徳法則に向かうからであり、この際、私たち自身の能力では道徳法則という理念に到達することがいまだできてはいないことを自覚させるからである。そこで、こうした道徳法則への「尊敬」は道徳的行為の「執行原理 (principium executionis)」であり、かつ「判定原理 (principium diiudicationis)」なのであり、行為の道徳性が判定される際の基準は、その行為が道徳法則への「尊敬」に基づいてなされているか否かであることになる。

カントにおける道徳法則はまた、行為の道徳性を基礎付ける最高原理であり、行為の主観的原理である「格率 (Maxime)」から区別される¹⁰。格率とは、個人が自らの行為の指針として設定する規則であるため、誰もがその指針に従って行為するというような普遍的性質を持たないものである。これに対して、道徳法則は誰にでも妥当する客観的な法則である。この分断を解消するためには、「定言命法 (kategorischer Imperativ)」¹¹が必要となる。

カントは、「汝の意志の格率が、つねに同時に普遍的立法の原理とみなされ得るように行為せよ」[54/177]という純粹実践理性の根本法則を、道徳的に行為しようとする人間にとっての定言命法として定式化する。すなわち、そうした人間にとっては、自分の格率が自分だけに通用するものであってはならず、つねにいつでもどこでも誰にでも妥当する法則であるように、行為しなければならない。恣意的に立てられた目的は、各人固有の欲求能力と関係して決定される相対的なものなので仮言命法の根拠にしかならず、定言命法の根拠にはならない。従って、定言命法の根拠は、その存在自体が絶対的価値を有し、目的それ自体として存在するもの、すなわち「人間」(すべての理性的存在者)のうちにのみあることになる。ここから、すべての「人格」の内にある「人間性」を「手段」としてのみ用いるのではなく、常に同時に「目的」としても用いるように行為しなければならないと言い換えられることになる。この立場に立つと、例えば『永遠平和のために』(1795)で述べられているように、「常備軍」には、人間を兵士という、機械や道具と同様の「手段」としてのみ使用するという構造があるため、「全廃」されなければならない¹²。

このように、カントは道徳感情から「義務」は導出されないとしても、道徳感情を「養成すること」こそが「義務」であると考え、特に「尊敬」の感情によって道徳法

則に向かう姿勢を主体性として育てることの必要性を示唆している。この際に、慣習的道德と理性的道德の関係の問題、あるいは本節で私たちが位置づけた術語では道德と倫理との関係の問題が、カントでも人間の能力では到達できない絶対的なものとしての道德法則に、より相対的な性質を持つ道德感情がいかにして向かうかという問題として論じられ、この関係が孕む問題についての輪郭が描き出されていた。

この議論を前提として、次に、どちらも古典的な概念である「自然」及び「愛」の思想的淵源を探ることで、道德教育における「自然愛」のありようについて考察を進めたい。この際に、当該の問題をより厳密に考察するために、「自然」の問題と「愛」の問題を分けて論じることとする。

3. 西洋における「自然」及び「愛」概念の歴史

3-1. 「自然」概念

「人間の手が加わっていない地形」のような「自然」理解は、明治時代になって「nature」の翻訳語として創出されたものであることはよく知られている。従って、「自然」という概念を理解しようと試みるなら、「nature」の原義にまで遡る必要があると言える。

「nature」としての自然概念の起源は、古代ギリシアにおける「ピュシス (φύσις)」であり、この術語は「世界の根源である絶対的な存在」として把握される。ハイニマンによれば、この「ピュシス」の対立概念は「ノモス (νόμος)」であり、ノモスは掟・習慣・法・社会制度を意味する言葉である¹³。このノモスは、ピュシスとは異なり、絶対的な存在ではなく、いわば相対的な存在であると理解され、人為的な性質を持つものであるために、人間によって変更することが可能であるとされる。

ここで、「自然」という言葉が成立する際には、対概念として人為的なものが前提されるというあり方こそが、「自然」という言葉の持つ根本的な構造であるという点を指摘しておきたい。この原初的なあり方のひとつを、アリストテレスの『形而上学』の成立事情がよく示している。『形而上学』の編集を行ったテオプラストスは、アリストテレスの自然学関連の著作である「フュシカ」の「後に (メタ)」、自らに託されたアリストテレスの遺稿を配置したため、『形而上学』は以後「自然学の後に配置された」という意味で「メタフュシカ」と呼び習わされたという経緯がある¹⁴。自然学の後に配置された「メタフュシカ」としての『形而上学』、いわゆる「第一の哲学」が扱ったのは、数学などの他領域が限定された特定の対象を扱ったのに対して、「ある」という存在の問題およびその原因の問題についてであった¹⁵。

このように、単に用語上の事情を超えて、「ピュシス」としての「自然」を捉える際には、「そのピュシス・自然

を超えた何か」が前提されるという構造が指摘されなければならない。またこれと同時に、「ピュシス」は、いわゆる「本性」という意味の他に、「生み出された結果である所産」という意味も含まれている。近代においては「ピュシス」をめぐる問題については、特に後者の意味と関連付けて把握される。

いわゆる「コペルニクスの転回」によって主観に焦点化することで、本論で着目する人間の主体性を分析しているカントもまた、この後者との関連づけられる問題について、『プロレゴメナ』(1783)¹⁶の第36節のなかで論じている。「いかにして自然そのものは可能であるか?」という問いには、超越論哲学にとって、ふたつの問題が含まれているとカントは述べている。すなわち、「実質的意義」と「形式的意義」のふたつの観点から問われなければならないと言う。前者は「直観に関して、現象の総括として可能であるのか、いかにして空間、時間、および両者を充たすもの、つまり感覚の対象は、一般に可能であるのか」[318/290]という問いであり、これについては「私たちの感性の性質によって可能となる」と回答される。この感性の性質とは、「私たちの感性が固有の仕方、感性にとってそれ自身知られぬ対象から、そして、あの現象とは全く区別される対象から、触発される性質」[ibid.]である。

後者は「いかにして自然は形式的意義において、規則の総括として——つまり、すべての現象が一つの経験において結合されたものとして考えられるためには、それにしたがわなければならぬ規則の総括として——可能であるのか」[ibid.]という問いであり、これについては「それはただ、私たちの悟性の性質によって可能となる」と回答される。この「悟性の性質」は、感性における表象をすべてひとつの「意識に必然的に関係させ」るものであり、これによって「規則による思考」が可能となるとともに、「規則によって」「客観自体そのものの洞察とは全く区別されなければならぬ経験」が可能となる[ibid.]。

ここでカントが提示している「自然」は、「質量的に見られた自然 (natura materialiter spectata)」と「形相的に見られた自然 (natura formaliter spectata)」のふたつの可能性であると言える。つまり、人間の能力によって、ここでは感性と悟性というふたつの能力によって、それぞれ捉えることができる自然が二通りに分けられているということである。これらの自然の姿は、人間の認識能力によって構成され得るものであると言える。このようにして、「自然はいかにして可能であるか」という問いにカントは応答している。

他方、カントは、それ自体で自己目的的であって、自らを有機的に統一的にあるような「自然」についても論じている。『判断力批判』(1790)では、先に言及したよ

うな規定的に機能する判断力とは区別される、反省的に機能する判断力の問題が取り上げられている。この反省的判断力は、世界のうちにある諸事物が、全体に適合するように合目的にある部分であるような事物の形態を判定するものである。そして、諸部分がそれぞれ所産として自己目的なあり方をしているこの総体を「自然」と呼ぶことができる。このような「自然」は、目的と手段との関係にあるのではなく、そうした因果関係の連鎖とは別の合目的なシステムを構成している。このシステムについて、カントは次のように述べている。

むしろこの自然はおのれみずから有機化し、全体としては一様の範例にしたがってではあるが、事情に応じて自己保存が要求する適切な例外を伴ってすら、おのれの有機的な諸産物のあらゆる種別においておのれを有機化するのである。人はおそらくこうした究めがたい固有性に、それを生命の類比物と名付けるなら、いっそう近づくことになるであろう。[293/308]¹⁷

カントにおいては、自己目的であるような事物すべての総体をも「自然」と名付けられ、それが有機的存在者とみなされている。人間の主観によって自然が「可能」となるという事態において、自然は有機的存在者として立ち上がってくる。「自然」概念が、たとえ「人間の手が加わっていない地形」というような意味で理解されたとしても、カントの立場に立つと、そうした自然を「可能」にし、有機的存在者として構成するのは、人間の主観性であることになる。こうして、人間の主観は、絶対的な存在と位置づけられる「ピュシス」としての自然と同じ地平に立つことになる。このような徹底的な主観化の影響下で、自然は相対的にその地位を下げることであり、その意味では人間が環境を徹底して改変する能力を持つという思考を導出し、例えば環境破壊というようなネガティブな事態を惹起するに至ると言える。

だが、カントの思想は、たとえ自然と同等の位置に人間が立とうとも、そうした人間の能力の外に出ようとする自然の力について自覚的であった。同じ『判断力批判』第二章「崇高なもの分析論」に配置された第28節「力としての自然について」のなかで、カントは次のように述べている。

そば立った、突き出た、いわば脅かすような岩石、電光と雷鳴をともないつつ天に重なる雷雲、その破壊的威力のかぎりを見せる火山、その荒廃を残してゆく颱風、怒濤逆まくはてしない大洋、力強い流れの高い瀑布その他は、私たちの抵抗能力をこれらのものの力と比較して取るに足りないほど小さなものにしてしまう。[104/151]

特に「雷雲」「火山」「颱風」といった人間を圧倒する力を示す自然の様態は、私たち人間の能力をはるかに超えているようにみえるために、私たちは「恐怖」を抱くかもしれない。ここで描かれる自然の姿は、人間の認識能力に従属して成立するイメージを持つのではなく、むしろ「恐怖を喚起するものとして表象され」[102/150]るものである。ただし、たしかにこの事態は、「私たちがそれに抵抗しようと努力するものは、禍悪であり、だから私たちが私たちの能力はそれに及びえないと私たちがみとめるときには、恐怖の対象である」[ibid.]ことを意味するが、カントはすぐに「まったく別種の抵抗能力が私たちの内にあることを発見せしめ」[104/151]ると付け加えている。つまり、人間は自らの身を安全な位置に置くことができれば、こうした「恐怖」を与える自然によって、別の能力を発見する装置として利用することができるというのである。このとき、人間は「その対象を恐怖することなしに、恐怖すべきものとみなし」[103/150]ており、「私たちの人格における人間性はあくまで卑下させられることはない」[105/152]ことに気付くことができる。これによって、私たちは、「私たちの内なる自然に対して、私たちの外なる自然（それが私たちに影響を及ぼすかぎりにおいての）に対してすら卓越している」と意識しうるかぎりにおいて「[109/155]「崇高さ」を持つことができる¹⁸。

カントはこのように「自然」を分析しており、自然概念が特に崇高感情と密接な連関を持つことを示した。もちろんカントの自然分析がそのまま「nature」の訳語としての「自然」概念の導入に反映されているわけではないし、カントが分析した自然概念は、後にシェリングがその自然哲学において統合することを試みているように、自然分析それ自体にはさらなる展開もある。だが、少なくとも西洋語である「nature」が含意している前提としての概念史の無視できない一面を示していることは確かであり、このことは、近代以降に導入された「自然」を、特に道德教育の内容項目として取り入れて実践しようとする場合に、単に「自然環境の保護」のような限定的な地点に留めるのではなく、そこには人間の主観性・主体性のより広い可能性を育成する機会が埋め込まれていることへの理解に貢献するだろう。こうした可能性を考慮しないで済ますことは、とりわけ阪神・淡路大震災や東日本大震災を経験した私たちの時代において「自然」に関わる教育を行うことの意義を損なう危険もあると指摘できる。

3-2. 「愛」概念

さて、次に「愛」の概念について考察を進める。日本における古語の使用としては「愛」の漢字を用いた「愛

し(かなし)」という言葉が存在し、ある対象を愛でる様子や愛おしいと感じる様子を表現していたが、「愛」という概念の今日人口に膾炙した使用法もまた西洋語の翻訳に起源を求めることができる。この西洋語としての「愛」、すなわち近代における「love (英), Liebe (独), amour (仏)」には、ギリシア古典やキリスト教、主に男女間の感情を表現した近代小説などに由来する含意があると言えるが、今日の私たちは、西洋語の「愛」の理念それ自体はおおよそふたつに大別して理解することができる。ひとつは、キリスト教を中心とした宗教的な文脈で捉えられる神の愛としての「アガペー」に代表されるような「精神的な愛」、もうひとつは、特に近代においてフロイトがリビドー概念を提出した際に着目されるような「肉体的な愛」である。こうした「愛」概念の語源とみなすことができ、今日「愛」と翻訳され得るギリシア語の表現は四種類ある。すなわち、エロース(恋愛、夫婦愛、肉体的性愛)、ストルゲー(情愛、肉親愛)、フィリア(友愛、隣人愛)、アガペー(聖愛、神的愛)である。これらの理念を総合的に捉えることが可能なのは、ギリシア古典における「愛」の捉え方であるように思われる。

ギリシア古典における「愛」は「エロース (ἔρως)」として把握される。この「エロース」のあり方については、プラトンが『饗宴』¹⁹において示唆的に叙述している。タイトルに「シンポジオン」、すなわち「共に酒を飲む」という原義を持つ、ソクラテスを主人公としたプラトン中期の対話篇『饗宴』という作品では、宴会の参加者がそれぞれエロース賛美の演説を次々に行っていくなかで、エロースとは何かという問題が明らかにされていく構造を採る。このうち特にアリストパネスとソクラテスの演説を概観することによって、ギリシア古典におけるエロースを明らかにし、「愛」の理解に努めたい。

さて、アリストパネスの演説では、うぬぼれから神々に挑戦しようとした人間たちに対して、神々がその身体を真二つに切断するという罰を下したということが語られる。切断される前の人間の身体は球状をしており、この身体には手と脚がそれぞれ四本ずつ備えられ、ひとつの首にふたつの顔がつながっていて、頭の前と後ろにそれぞれ顔を持った状態だった。このようないわゆる「球体人間」は、男性・男性、女性・女性、男性・女性の組み合わせで構成されていた、いわば完全な存在だったわけだが、アリストパネスは、神々に下された罰によって完全な身体を切り裂かれて不完全な存在にさせられたために、そうした不完全な人間は失われた片割れを求めるのだと述べる。男性・男性の組み合わせだった者は男性を求め、女性・女性の組み合わせだった者は女性を求め、そして男性・女性だった者は異なる性の者を求めるというわけである。人間はかつて一体だった相手を求めて合体して、かつてのような姿になろうと原初の状態を復元

することを強く求めるが、分割されたままの手足・顔・性器の向きが原因でうまくいかなかったため、神が憐れんで合一が可能になるように身体を整え、現在の人間の身体となったという。

アリストパネスの語る演説におけるこの球体人間に関する比喻は、今日に至るまでもちろんジェンダーや同性愛・異性愛のような諸問題に関わる議論に示唆を与えているのみならず、本論の文脈に引きつけるならば、「愛の神エロース」が、不完全な存在である人間に対して、「全人的存在」という理想的な状態を追求するエネルギーとして働いているということを主張するものと理解することができる²⁰。言い換えれば、ここでのエロースとしての「愛」は、肉体的なものだけを指すのではなく、心から一体化し尊敬する相手によって人格の陶冶と完成とが行われる力のことでもある。

このアリストパネスの演説を受けて、ソクラテスが演説を始める。ソクラテスによれば、エロースは愛智者であると位置づけられる。智慧のある者はもはや智慧を追い求めることはしないし、逆に無知である者も自らが智慧を欠いているという自覚がないために智慧を追求しないため、エロースはこの中間者であるとみなすことができる。ソクラテスによれば、エロースは美を求める欲望であるため美を欠いているが、だからといって醜であるわけではない。そうではなく、エロースは、善美と醜悪の中間である愛智者である。そして、ソクラテスは演説の最後に、正しくエロースを実践する者は、個々の美しい身体、全ての美しい身体、美しい法律・習俗、美しい学問による智という順に愛し、最終的には美のイデアに至ることで真の徳を生むようになると述べる。

ここでは、愛の神エロースが美と醜の中間者、智と無智の中間者であると位置づけられているように、「愛」とは中間者が自らに欠けたもの(=善)を永久に我が物にしようとする事として把握されており、プラトンがソクラテスに語らせているのは、いわゆる「プラトニック・ラブ」という用語でイメージされるようなスタティックなものではなく、自らに欠けた善を永久に我が物にしようとするといった強烈な渴望としての「愛」の論理構造である。

「フィロソフィア」の原義である「智を愛すること」はこのように捉えることができるが、道徳教育という点では、単に愛欲をコントロールするという教説になっていることではなく、「美の梯子」を登ることによってイデアの認識を獲得することで、知性と表裏一体となったエロースとしての愛を得るという構造に注目すべきである。本論の文脈では、「価値の教え込み」といった、獲得すべき項目がすでにあって、それを身に付けていくという学習構造ではなく、自ら「エロース」という愛の行為を通じて「梯子」を順序立てて登ることによって、そう

した価値を獲得していくという段階的な学習構造が示されていると解釈することが可能である。

4. 道徳教育における「自然愛」の扱われ方

前節までにおいて、「自然」と「愛」の根本的な理解を得ようと試み、これらに基づいて西洋における「自然愛」概念の外延を明らかにしてきた。

本節では、ここまで明らかにになったことをもとに、道徳教育における内容項目「自然愛」について道徳教育の教材を利用して、具体的に分析することを試みるが、前節までの「自然愛」概念の理解をふまえ、静岡県の中学校道徳副読本『心ゆたかに』（発行：静岡教育出版会）と愛知県の中学校道徳副読本『明るい人生』（発行：愛知県教育振興協会）における内容項目「自然愛」の取り扱いを比較することで、「自然愛」の内容項目のあり方について考察する。これらの副読本は、どの学年においても内容項目「自然愛」に関連する「読み物資料」が一篇以上集録されている。愛知県と静岡県の「読み物資料」を比較してみると、共通した資料としては『アホウドリに夢中』（長谷川博著、新日本出版社）を抜粋・改編した「よみがえれ、アホウドリ」があることが分かる。そこで、同資料を使った道徳教育は、静岡県および愛知県の両県では広く実践されていることも鑑みて、本節では特にこの「よみがえれ、アホウドリ」という資料を取り上げて、その分析を試みたい。

4-1. 愛知県版と静岡県版の各『アホウドリに夢中』を利用した資料の概観

同資料は、2006年に静岡市出身の鳥類学者・長谷川博によって出版されたノンフィクション作品『アホウドリに夢中』²¹を原典としている。この作品には長谷川の長年にわたるアホウドリの保護活動が記録されており、彼の地道な活動によって50羽にまで激減したアホウドリが5000羽まで回復するという内容である。愛知県の副読本『明るい人生』（以下、愛知県版）及び静岡県の副読本『心ゆたかに』（以下、静岡県版）において抜粋・改編されたテキストについて、両県の記述を概観しながら整理しておこう。

愛知県『明るい人生』中学2年における「よみがえれ、アホウドリ」は、以下の要約から始まっている。

1949年、乱獲によって伊豆諸島鳥島をはじめ、大東諸島、尖閣諸島などの島々のアホウドリの『絶滅』が学術雑誌に発表された。

しかし、1951年、鳥島の気象観測所の職員によってアホウドリは再発見された。その後、アホウドリは国の特別天然記念物に、繁殖地の鳥島も天然保護区域として天然記念物に指定され、保護活動が行わ

れている。[2]²²

ここから原典の「終章 オキノタユウと呼ぼう」[178-180]を配置し、続いて「もうけた人」[81-84・改編]、最後に「あとがき」[181-182]が抜粋されるという構造が与えられている。導入部では人間がこの鳥を「アホウドリ」と呼ぶことによって「この鳥の虐殺を正当化したのではないだろうか」[3]という指摘がなされ、「沖の海にすんでいる大きくてりっぱな島」という意味の「オキノタユウ」と呼ぶべきであるという長谷川の提案が示される[3頁]。さらに「人間がかってにつけたひどい名前で呼ぶことは、相手に対して失礼である。相手を尊敬する名前に変えなければならないことは自明だ。これは『アホウドリ』に対してだけではない。ほかのすべての生物に対しても同じである」と述べられ、脱人間中心的とも言える自然観が示される。

続く「もうけた人」からの改編箇所では、19世紀後半から鳥島に人々が入植し、アホウドリの乱獲によって富をなしたという歴史的事実に触れながら説明が続けられ、火山の大爆発が原因で島民のほとんどがなくなった後は、乱獲が次第に下火になったと記されている。そして最終段落では、およそ30年間に及ぶ著者・長谷部の「保護活動」の成果が記述され、繁殖が順調に伸びていることから「オキノタユウの復活は夢ではなく、現実になる！」という言葉で締めくくられる。

これに対して、静岡県『心ゆたかに』中学1年における「よみがえれ アホウドリ」は原典の記述を生かしながら、細かく改編を加え、全体的な内容を説明的に再構成したテキストとなっている。導入部は著者と美しい「アホウドリ」との出会いからはじまり、アホウドリの乱獲の歴史について簡単に触れられている。展開部ではアホウドリの再発見と保護活動の開始について述べられ、さらに保護活動の成果として「8年間でひなの数が15羽から51羽に増えた」[122]²³ことが示される。続いて、22年間で少なくとも127羽のひなが育っていることを「すごたくさんいる！うれしい！」[ibid.]という言葉とともに、十数羽のアホウドリの群れが飛ぶ光景への作者の感慨が描かれる。これを受けて、2004年まで続けられた鳥島の保護活動によってアホウドリの生息環境が整備され、順調に総数が伸びていることが希望を持って語られる。そして最終段落では「今、アホウドリがより安全に繁殖していくことができる小笠原諸島賀島に、新たな繁殖地を造る保護活動が、国際協力を得て始まっている」[124]という言葉で締めくくられている。

こうしたアホウドリの資料の問題点として、それが人間社会の完全なる外部としての「鳥島」の環境を扱っている問題であるために、生活レベルでの人間と自然の不可分な関係に迫ることが困難であり、いわば「旅行者」

のような視点から自然保全を訴えるようなテキストになっている点を指摘することができる。当事者であり鳥類学者でもある著者・長谷部の学者的使命感を一般の人が共有することは確かに尊いことであるわけだが、ある種の偉人伝のように読まれてしまう可能性も想定される。そうではなく、「生活とともにある自然」「生活とつながっている自然」についての考えを深めることこそが道德教育では重要であると言える。

4-2. 愛知県版と静岡県版の各『アホウドリに夢中』を利用した資料の比較検討

さて、愛知県版と静岡県版の両資料は、ともに同じ原典である『アホウドリに夢中』に基づきながらも、それぞれ力点が異なっていることが分かる。

例えば、愛知県の場合は、著者が「アホウドリ」という呼称を「オキノタユウ」に変更することに力点を置いている。この鳥の名前には、地上での動きが鈍く、かつ人間に対する警戒感が弱いという性質から、人間に簡単に捕らえられたことから「アホウドリ」や「バカドリ」といった名前が付けられたという経緯があるが、そうした乱獲や虐殺に耐えて、生き延びてきたということに着目し、尊敬の念を込めた名称である「オキノタユウ」の方がふさわしいとされている。前節までに描き出してきた分析に基づくならば、ここには、与えられた呼称を受容するのではなく、新たな呼称を提案するという可能性が提示されている点で、より主体的な振る舞いが示唆されているとみなすことができる。愛知県版において前景に出されている、この「主体的な振る舞い」という点については、本論文第2節で検討した「倫理」と「道德」を区別する立場に立つと、社会や共同体の客観的な規範そのものを指し示す「倫理」よりも、その規範を身に付ける「主体的な振る舞い」としての「道德」の領域により接近した資料となっていると見ることができる。また、カントの文脈に移し替えて理解するならば、このことは、人間の主観によって自然が「可能」となるという事態とよく合致しているとみることができる。とすると、ここで「自然」はまさに人間の主観性のうちで「有機的存在者」として成立していると考えることができるだろう。他方、文章末尾の「オキノタユウの復活は夢ではなく、現実になる！」という、失われつつある存在の復活にかける情熱を示す言葉からは、自らに欠けた善なるものの自覚から、そうした善なるものを強烈に希求する確かな渴望を読み取ることができ、この点では、原理的な「愛」の論理構造を持つことが示唆される。

このように、愛知県版は、「自然」を保護することを読み取らせる教材としての性格にというよりは、名指すという振る舞いそれ自体に含まれる人間の認識能力の持つ影響力の強さに主眼が置かれていると位置づけることが

できる。

それでは、静岡県版は、どのように理解することができるだろうか。静岡県版の資料では、愛知県版で強調されていた、「アホウドリ」という呼称を「オキノタユウ」に変更するべきだという著者の主張には一切言及されていない。代わりに力点が置かれているのは、アホウドリの「美しさ」への言及である。

きれいだっただ。本当に美しかった！青い海を背景に、真っ白な翼が太陽の光を受けて輝いていた。頭は黄色で目は黒く、くちばしは淡い桃色だった。その大きな鳥がほとんど羽ばたくことなく、グライダーのように飛んでいた。なんて上品で美しい鳥だろう。最も印象的だったのは黒い目だった。絶滅の危機にひんしている鳥だから、寂しそうな沈んだ目をしているのではないかと、ぼくは勝手に思い込んでいた。しかし、そんな暗さは少しもなく、むしろ、りんとした力強さが感じられた。[120]

この冒頭の箇所では強調されているのは、アホウドリという鳥の美しさであり、上品さ、力強さである。一見すると、静岡県版では全体を通じてアホウドリの保護活動に重きが置かれているように読めてしまうのだが、この保護活動推進の原動力になっているのが「アホウドリの美しさ」であると読み取ることが可能である。このことは、絶滅したと考えられるアホウドリの繁殖を試みた後の1999年春の調査で1,000羽を超えたことを確認した際に発せられるのは「やった！ついに千羽だ」という言葉とともに「きれいだなあ」という言葉が発せられる箇所においても、強調される。

静岡県版における「自然愛」は、このように自然の美しさへの感動をベースとしたものであり、この意味では前節において分析したような観点での「エロース」としての「愛」の側面が強いと言える。これは、とりわけプラトンがソクラテスに語らせている、個々の身体の美しさから徐々に梯子を登り、最終的に真の徳に至るといった図式と、構造的に合致する。この「徳」の形態は、静岡県版の末尾に言及されている、保護活動が「国際協力」を得て始まっているという状態に重ね合わされているが、ここにみるべきなのは環境保護の大切さというよりも、以下で詳述する「市民性」ないし「市民意識」を陶冶する可能性であろう。

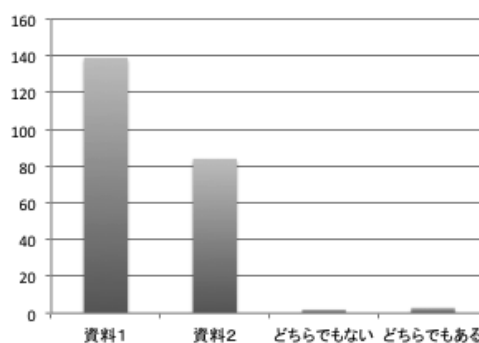
美と善をめぐる「市民性」「市民意識」の構造とその問題については、カントと同じ文脈をとりながら、W. アドルノが的確にその問題性を指摘している。アドルノは、「完全に発達した市民社会の規範について、カントは、依然として広い範囲にわたって非合理的に組織されている社会にも妥当するとみなし」たが、「善をなすためには

哲学を必要としないと教えている限りで、カントはこの箇所、首尾一貫して「いないと批判しつつ、「道徳法則は直接与えられているから哲学は必要ない」というカントの理論には、真実の契機もある」とみなしている [197]²⁴。プラトンやソクラテスのような古代ギリシア人たちのアイデンティティはそもそも「相対的に同質的な社会を前提にして」[ibid.] おり、「自由で平等な住民の間にあまり意識の差はなかった」[198] ために、「善を行うためには哲学しなければならない」という要求を通じて、善は教養特権に関わる事柄にな」[ibid.] ったと言うのである。従って、カントの主張には、「善の直接性が、伝統的に組織されたヒエラルキー的世界に對置される」という点で、「市民革命的な、大変ルソー的な契機が含まれて」[ibid.] いると見ることができると考えられる。この上で、アドルノは、ここに特権的な教養というあり方を批判する姿勢が見られるという観点を提供している。このようにアドルノが指摘するような、特権性を持たない「市民性」「市民意識」のあり方が近代以降の概念理解として浸透しつつあると言える²⁵。

さらにアドルノは、近代的な「市民意識」について『美の理論』(1970)においても、「醜」の問題圏として論じている。すなわち、「市民意識は、産業によって掘り返された景観を醜いものときめつけるが、こうした判断は素朴なものであるとしても、一つの関係を的確に捉えたもの」と言ってよい。つまり自然が人間に、人間によって支配されていない顔を向けるところにおいて出現する、自然支配を捉えていると[83]。ここでは、実はこの「醜」と判定できる市民意識によって、逆に美は指定されるという逆説的な構造が提起されている。静岡県版の資料で言及されるアホウドリの、絶滅と誤認されるほどまで迫害されてしまった「暗い歴史」[120]は、まさに「醜」以外の何ものでもない。しかし、著者はこの「醜」を発見することを通じてこそアホウドリの「美しさ」に感嘆することができる。つまり「絶滅の危機にひんしている鳥」だからこそ「りんとした力強さ」を備えたアホウドリの「黒い目」に心を動かされることができるのである。静岡県版の力点は、アホウドリをめぐる「美」と「醜」を配置し、後景としての「市民性」「市民意識」への気づきを促すところにあると解釈することもできる。

このように、愛知県版と静岡県版ではそれぞれの力点の置き方に違いがあることを指摘することができるわけだが、実際の授業で使用することを想定した場合に授業者はどのように教材と向き合うことになるのであろうか。そしてまた、生徒はどのように受け止めるだろうか。これらの問いに一定の示唆を得るために、静岡大学に所属する教員を志望する学生にアンケート調査を試みた。調査方法は、「自然愛を扱ったものとして【資料1】と【資料2】を読み、どちらを授業で使いたいのか」を聞き、

(1)資料番号を選択し、かつ(2)選択した理由を自由記述として集計した。資料1は静岡県版、資料2は愛知県版を示すが、アンケート調査時においてアンケート対象者の学生に対しては資料の出典は明らかにせず、学生は資料内容からのみ選択根拠を考えることとした。アンケート結果は、下記の表の通りである。



【表】静岡県版と愛知県版の使用希望分散状況

上の表に示す通り、総計228名の学生がこのアンケートに回答し、資料1を選択した者が139名、資料2を選択した者が84名、どちらも選択しない者が2名、どちらも選択する者が3名という結果が得られた。自由記述において、予想される生徒の反応について言及した者も多くみられた。資料1（静岡県版）を選択した者では、例えば「資料1の方が『人間と自然や動植物との共存の在り方を積極的に考え、自分にできる範囲で自然環境をよくする態度をはぐくむ』ということを学びやすい」といった、授業者が身につけさせたい内容に適しているといった理由が一定程度みられた。だが、ある程度の割合で、資料2について、アホウドリが虐殺された理由と名前の由来を結びつけて記述し、子どもの「ほぼ全員」を「虐殺されて絶滅してしまうのがかわいそうだから」といった理由に基づいて自然愛護へと導くのが愛知県版の特徴であると解釈し、その上で「子ども達が自然を大切にしようという理由は、より多様であるべきである」と考え、「資料1は子ども達にこの理由を考えさせる上で適している」と根拠付けた者も見られた。

これに対して、資料2（愛知県版）を選択した者では、「アホウドリだけではなく、すべての生物に対して努力しなければならないと言及している所で、もっと幅広く自然愛にふれている気がして資料2を使いたい」と考える者がみられた。また、「特にアホウドリが絶滅しかけた理由の詳細な説明は、自然保護をナゼする必要があるのかという事を人間の責任であるとしている点と、ナゼ人間はそのような事をしてしまったのかとう点に言及している事は重要と考えた」のように、詳細な記述がリアリティを生み、反省の気持ちを喚起する役割を果たすことに注目した者も見られた。これらの理由は、愛知県版の

記述が、静岡県版よりも、「より主体的な振る舞い」を期待する点で、倫理的というよりは道徳的な側面が強いという本論文の分析と軌を一にするものである。

また、なかには「自分（教師）は両方の資料を持ち、データも話の中に組み込んでもおもしろいのではないかなと思う」や、「どちらも効果的（個人によってどちらがより効果的かわ変わる）」だと考え、「子どもによって『動く』モチベーションや、気持ちが変わるスイッチは別々である」のように、資料1や資料2を選択してはいるものの、それらを組み合わせて道徳の内容を深めることを提案する者や、少数ながらそもそも両方を使用することが前提の回答もみられた。これらの回答からは、道徳の時間の特性から教員や学校の側が複数の教材を利用できるように準備しておき、多様性を担保しておくことで、道徳教育の可能性が広がることが示唆された。

5. おわりに

このように、愛知県版と静岡県版におけるそれぞれの力点の違いが、「自然愛」への理解やメッセージにも質的な違いを生み出していると言える。こうした質的な違いを考察することを通じて、著者自身の意図をこえて、編まれたテキストからどのような教育上の展開や限界が考えられるかといった問いや、これらを考えあわせたとき「nature」の保護という営みが人間にとって実は本質的にどのような営みであるのか、さらには、そこにどのような共通理解を設ける必要があるのかといった、より原理的な問いが浮かび上がってくる。

道徳教育において、こうした問いへの取り組みを促すことは、単に自然を大切にすべきであるといった「自然保護」というお題目を闇雲に唱えることに陥らずに、より原理的で本質的な道徳性を育成する可能性を持つものであると思われる。しかし、だからといって本論は「自然保護」思想を伝達することを否定しているわけではないことを付け加えておく必要がある。

学校における「道徳の時間」授業においては、各授業者（教員）が読み物資料を使用して、授業が行われることが想定され、この際授業者は所与の資料から授業案を計画することになる。しかし、愛知県版と静岡県版の比較検討を通じて明らかになったように、出典を同じくしつつも力点が異なる読み物資料が存在するという事実は、実は授業者にとっても重要な点だと指摘できる。つまり、授業者は、道徳教材はそれ自体、原典や著者の主張と同一ではなく、何らかの方向付けをすでに含んでいることに自覚的である必要がある。この点が、著者の主張・思いを読み取る要素を一定程度含む国語の教材とは異なる点である。

また同時に、授業者自身において視野を広く持つ必要もあることが指摘できる。すなわち、自らの選択する資

料の「殻」の中で授業を計画するのではなく、複数の教材に目を向け、自らが使用しようとしている教材の意図や可能性についても、十分に検討することが求められている。ただし、こうした視野の獲得については、授業者ひとりの責任に帰するのではなく、大学での養成段階における教育や、あるいは教員になった後でも学校や自治体といった組織をベースとした研修のプログラムにおいて、習得すべき方法論のひとつとして位置づけておくべきであり、これは教員の養成及び研修における今後の課題であると指摘できる。

また、「自然と共生する」というグローバルなテーマには、このテーマの目指すところとは逆の人間中心主義的な態度が潜んでいる可能性があることを見逃してしまう危険がある点にも留意したい。鬼頭秀一は、「自然との共生という言葉には、どうやら自然を人間がコントロールでき、多少の余裕があるから自然を守ってやるということが暗黙に前提されている」[9]²⁶と指摘している。鬼頭によれば、こうしたことに無自覚である結果、「自然とのかかわりが深いはずの人たちが開発を叫び、むしろ、かかわりが少ない人たちが自然保護を叫ぶ」という「逆説的な構図」[15]が生まれてしまう。こうした構図に留まる限り、人間中心主義からの脱却を実現することは困難であろう。だからこそ、鬼頭が「1970年代における環境倫理思想の大きな転換」として説明しているように、「自然保護（conservation）から環境主義（environmentalism）」への転換を図らなければならない。その「思想的核」には『人間中心主義』の脱却」[34]が設置されなければならないのである。こうした「脱却」を可能にする思想的核を、道徳教育の内容項目「自然愛」の教材からの確に読み取り、授業に活かしていくことが求められている。そうした可能性の芽を摘まない道徳教育の積み重ねによってこそ、とりわけ阪神・淡路大震災や東日本大震災を経験して圧倒的な「恐怖」を与える可能性があるものとして「自然」を体験した私たちが、再びそうした「自然」に向けられた感情としての「愛」を育むことが可能になるはずである。

【連絡先 中村 美智太郎

E-mail: omnakam@ipc.shizuoka.ac.jp】

【連絡先 藤井 基貴

E-mail: emfujii@ipc.shizuoka.ac.jp】

¹ 次を参照のこと。藤井基貴・宮本敬子・中村美智太郎「道徳教育の内容項目『寛容』に関する基礎的研究」、『静岡大学教育学部研究報告（人文・社会・自然科学篇）』第

63号、静岡大学教育学部、2013年、123-134頁。藤井基貴・中村美智太郎「道德教育の内容項目『畏敬の念』に関する基礎的研究」、『教科開発学論集』第2号、愛知教育大学大学院教育学研究科・静岡大学大学院教育学研究科、2014年、173-183頁。

² 例えば次を参照のこと。文部科学省『小学校学習指導要領解説 道德編』2013年(5版、初版：2008年)、35頁。また、これらの整理については、藤井・中村[2014年]、174頁以下を参照のこと。

³ 濱井修監修・小寺聡編『倫理用語集 改訂版』山川出版社、2009年、29頁。「道德」と「倫理」についての一般的な理解を得るために、高等学校公民科「倫理」の教科書11冊の用語解説を参照した。

⁴ 濱井修監修・小寺聡編『倫理用語集 改訂版』[2009年]、29頁。

⁵ 林泰成『新訂 道德教育論』放送大学教育振興会、2009年、9頁以下。

⁶ 林泰成『新訂 道德教育論』[2009年]、10頁以下。

⁷ 石田梅岩『都鄙問答』岩波書店、2007年。

⁸ 林泰成『新訂 道德教育論』[2009年]、11頁。

⁹ 数字はアカデミー版カント全集第1版の頁数を示す。Kant, Immanuel: *Kritik der praktischen Vernunft*. In: Kants gesammelte Schriften, Bd. V., begonnen von der Königlich Preußischen Akademie der Wissenschaften. Berlin, 1908/1913, S. 68. なお訳出に際しては、次を参照し、アカデミー版の頁数に併置して示す。カントの引用については以下同様。カント(深作守文訳)「実践理性批判」、『カント全集』第7巻所収、理想社、1965年、191頁。ただし、必要に応じて変更を加えた。

¹⁰ これについては、例えば次を参照のこと。カント(深作守文訳)「人倫の形而上学の基礎付け」、『カント全集』第7巻所収、理想社、1965年。

¹¹ 定言命法と道德をめぐる問題について、カントは、『プロレゴメナ準備原稿』のなかで、定言命法がいかにして可能であるかという問題は、道德の真の原理を見出すことによって解決できるといった示唆を次のように与えている。「ところで、いかにして定言的命法は可能であるか、という問いがある。この課題を解決するものは、道德の真の原理を見いだしたことになる。評者は多分、超越論的哲学の重要な問題を試みないと同様に、あえてこの課題を試みないであろう。超越論的哲学のその問題は、道德のあの問題と著しい類似性をもっているのである」。カント(湯本和男訳)「プロレゴメナ準備原稿」、『カント全集』第6巻所収、理想社、1973年、398頁。

¹² カントは次のように述べて「常備軍」の全廃を主張している。「けだし常備軍は常に戦備しているように見える用意のできていることによって、他の国々を絶えず戦争の脅威でおびやかす、こうして相互に際限を識らぬ兵備の量において優劣を競うように刺戟し、そしてこれに費やされる戦費によって遂には平和の方が短期の戦争よりもなお一層重荷となってくるので、この負担を脱するために常備軍そのものが攻撃線の原因となるからであり、そのみでなくこれに加うるに、人を殺すために或いは人に殺されるために兵に雇われることは、人間を単なる機械や道具として他のもの(国家)の手のうちで使用することを含意しているように見えるが、このように人間を使用することは、おそらくわれわれ自身の人格のうちなる人間性の権利と合一せられないであろうからだ」(345/216)。Kant, Immanuel: *Zum ewigen Frieden*. In: Kants gesammelte Schriften, Bd. VIII., begonnen von der Königlich Preußischen Akademie der Wissenschaften. Berlin, 1912/1923, S. 345. カント(小倉志祥訳)「永遠平和のために」、『カント全集』第13巻所収、理想社、1988年、216頁。

¹³ F. ハイニマン(広川洋一訳)『ノモスとピュシス——ギリシア思想におけるその起源と意味』みすず書房、1983年。ハイニマンは、このピュシスとノモスの対立図式を、ギリシアにおける根本的な思考方法であるとみなしているが、ここの対立をいかに乗り越えるかという課題は近代においても引き継がれたと言える。例えば、ツェレはこうした対立図式を「二重の美学」という術語で捉え直している。ツェレの主張する「二重の美学」とは、ふたつのカテゴリーによって捉えられる概念が単に対概念として、あるいは二元論的にあるだけでなく、互いに本質的に関連し合い、場合によっては「止揚」されていくという特徴をもつ概念である。これは単に「対」であることと区別される「二重」というあり方をしていることに注意が必要である。これについては、次を参照のこと。Zelle, Carsten: *Die doppelte Ästhetik des Moderne, Revisionen des Schönen von Boileau bis Nietzsche*. Stuttgart (J. B. Metzler), 1995.

¹⁴ アリストテレスは、17歳のときにプラトンの学園アカデメイアに入門し研究生を送った後、前335年にアテナイ郊外で自ら「リュケイオン」という学園を創設したが、反マケドニアの流れのなかで誣告されたことによって、講義ノートと学園の運営を学友テオフラストスに託して故郷カルキスに逃れたという歴史がある。

¹⁵ アリストテレスにおいては、この「第一の哲学」はま

た、永遠普遍で存在から離れた神という存在を対象としていることで、その他の諸学問とは区別されて、「神学」とも呼ばれる。これに対して、自然哲学は「第二哲学」という位置付けとなる。

¹⁶ Kant, Immanuel: *Prolegomena zu einer jeden künftigen Metaphysik, die als Wissenschaft wird auftreten können*. In: Kants gesammelte Schriften, Bd. IV, begonnen von der Königlich Preußischen Akademie der Wissenschaften. Berlin, 1903/1911, S. 318. カント (湯本和男訳) 「プロレゴメナ」、『カント全集』第6巻所収、理想社、1973年、289頁以下。

¹⁷ Kant, Immanuel: *Kritik der Urteilskraft*. In: Kants gesammelte Schriften, Bd. V, begonnen von der Königlich Preußischen Akademie der Wissenschaften. Berlin, 1908/1913, S. 293. カント「判断力批判」、『カント全集』第8巻所収、理想社、1965年、308頁。

¹⁸ カントは実は、このように快に転換することのできないネガティブな「醜」の存在についても言及している。この問題については次を参照のこと。中村美智太郎「醜のダイナミズム——カントにおける『吐き気』をめぐる問題とアドルノの『市民意識』」、田中一嘉・中村美智太郎編『ことばと文化の饗宴——西洋古典の源流と芸術・思想・社会の視座』風間書房、2014年、161-177頁。また「吐き気」の問題についての包括的な議論については、次を参照のこと。W. メニングハウス (竹峰義和・知野ゆり・由比俊行訳) 『吐き気——ある強烈な感覚の理論と歴史』法政大学出版局、2010年。

¹⁹ 以下、プラトンからの引用については次に依る。プラトン (久保勉訳) 『饗宴』岩波文庫、2008年。

²⁰ 例えば、アードラーは、アリストパネスの球体人間の描写を、「一者が二者によって展開していくという問題」として、19世紀以降にドイツで一般的になった「世界霊」概念と結びつくことを指摘している。J. アードラー (高橋義人訳) 「シェリング哲学とゲーテの世界観抒情詩」、『モルフォロギア ゲーテと自然科学』第18巻所収、ナカニシヤ出版、1996年、36頁以降。

²¹ 長谷川博『アホウドリに夢中』新日本出版社、2006年。以下、本書についての引用・言及の際は、副読本と区別するために、「原典」の表記とともに、本書の頁数を示す。

²² 「よみがえれ、アホウドリ」、愛知県小中学校校長会編『道徳 明るい人生2年 指導書』財団法人愛知県教育振興会、2013年、2頁。

²³ 「よみがえれ アホウドリ」、社団法人静岡県出版文化会他編『中学心ゆたかに 静岡県中学校道徳副読本 1年』静岡教育出版社、2010年、122頁。

²⁴ アドルノ (船戸満之訳) 『道徳哲学講義』作品社、2006年、197頁。

²⁵ T. W. アドルノ (大久保健治訳) 『美の理論』河出書房新社、2007年。ここで市民意識が、人間の支配の外にある自然を発見する際に醜とともに、語られている点は本論にとって重要である。

²⁶ 鬼頭秀一『自然保護を問いなおす——環境倫理とネットワーク』筑摩書房、1996年、9頁。

Basic Study on a Feeling of Love and Respect for nature in Moral Education

Michitaro Nakamura and Motoki Fujii

Faculty of Education, Shizuoka University

Abstract

The purpose of this study is to examine the problems of moral education dealing with “a feeling of love and respect for nature” in Japan. The present Ministry’s curriculum guideline shows that “a feeling of love and respect for nature” has an important place as the precondition to overcome the moral conflict or to acquire the moral nobility in the junior-high school. However, in the cases of Japanese moral education, “a feeling of love and respect for nature” has not been discussed actively with the philosophical studies. It is therefore often overlooked that the idea is strongly related to inner human nature based on the concept of good and beauty. The paper discussed that school teachers should have the knowledge of concept based on these philosophical and historical ideas so as to understand the teaching materials deeply and seek the new approaches toward Japanese moral education. To discuss the feeling of love and respect for nature in moral education based on these approaches includes good chances not only of teaching conservation of nature but also of breaking away from anthropocentrism for children and teachers. These chances suggest the potential of moral education that gives people experienced "3.11" the ability to overcome "feeling of fear" and to get "feeling of love and respect" for nature.

Keywords

a feeling of love and respect for nature, ethics, beauty, goodness, citizenship